



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	オーストラリアにおけるファウンデーション・プログラム：留学生を対象とした予備教育の制度的枠組みと日本への示唆
Author(s)	青木, 麻衣子; 内田, 治子
Citation	北海道大学留学生センター紀要, 15, 40-62
Issue Date	2011-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49299
Type	departmental bulletin paper
File Information	JISC15_003.pdf



オーストラリアにおけるファウンデーション・プログラム

— 留学生を対象とした予備教育の制度的枠組みと日本への示唆 —

青木麻衣子・内田治子

要 旨

本稿は、オーストラリアにおける留学生のための学部予備教育課程であるファウンデーション・プログラム (Foundation Program: FP) の制度的枠組みと具体的な運営形態とを、政策文書の分析および聞き取り調査から明らかにし、その意義を考察するものである。オーストラリアでは、1980年代後半に私費留学生にその受け入れの門戸を開放して以降、特に高等教育機関における留学生数の増加が著しく、教育産業はいまや同国第三の輸出品と言われるまでに成長した。そのため、「優秀」な留学生の獲得と育成に力を入れてきた同国の取り組みを検討することは、「留学生30万人計画」(2008年)の下、留学生の戦略的獲得のため、入学試験や入国手続きの簡素化・円滑化、魅力ある教育プログラムの開発等が求められている我が国の留学生政策を考える上でも有用である。本稿では、代表的なFPを展開する3機関での聞き取り調査からそれらの特長を明らかにするとともに、プログラムを成功に導く鍵を探る。

〔キーワード〕 学部予備教育、ファウンデーション・プログラム、オーストラリアの留学生政策、移行・接続 (transition)、異文化適応

1. はじめに

2008年、文部科学省、外務省をはじめとする関係6省庁により「『留学生30万人計画』骨子」が発表された。2020年を目処に当時12万人弱であった留学生受け入れを30万人にまで拡大することを目指したこの計画は、「日本を世界に開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する『グローバル戦略』の一環として」、「高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく」姿勢¹⁾を明確に示したことにその特長がある。

1983年に策定された「留学生10万人計画」では、主に途上国の開発援助や支援を目的に留学生受け入れが進められてきた²⁾。しかし、「留学生30万人計画」では、この「10万人計画」の成果を基盤としつつ、より積極的かつ効果的な人材の獲得が求められている³⁾。

「優秀な留学生」の「戦略的獲得」には、「骨子」に具体的に示されたように、各大学における魅力ある教育プログラムの提供はもちろん、これまでその煩雑さ・閉鎖性が指摘されてきた入学試験および入国手続きの簡素化・円滑化が求められる。また、留学生に充実した学生生活を保障するためには、新たな環境で彼・彼女らを取り巻く種々の「ちがいを比較的時間に意識化させ、それらへの適応を促す場・制度も必要である。異なる教育体系間のこれら「接続」にかかわる問題は、今後、国立大学でも増加の期待される、相対的に年齢層の低い学部学生の増加に伴い、益々重要になると予想される。

本稿は、このような我が国の動向を踏まえ、オーストラリアにおける留学生を対象とした学部予備教育課程であるファウンデーション・プログラム（Foundation Program：以下FP）について、その制度的枠組みと具体的な運営形態とを政策文書・資料の分析と聞き取り調査から提示し、その意義を考察する。これまでFPについては、大学進学のための「予備」教育である（公的にはそこで提供される教育は高等教育でも中等教育でもない）との位置づけや、近年までそれらを統括する基準や枠組みがなく個々の教育機関により多様なプログラムが提供されてきたとの事情を背景に、体系的な研究が為されてきたとは言い難い⁴⁾。しかし、1980年代後半以後、積極的に優秀な留学生の獲得に努めてきたオーストラリアにとって、毎年一定数の修了生を特定的高等教育機関に送り出す役割を果たしてきたFPの存在は小さくないだろう。

本稿では具体的にまず、オーストラリアにおける留学生受け入れ政策の展開から、同国でFPが必要とされた背景を明らかにする。そして、政策文書等の分析によりその制度的枠組みを示した上で、各プログラムの運営形態や特徴を、具体的事例を交え紹介したい。最後に、これらの分析から導き出せる課題と我が国への示唆について検討する。

なお、オーストラリアのFPに相当すると考えられる学部留学生予備教育課程として我が国にも大学入学のための準備教育課程⁵⁾や留学生別科が存在する。しかし、それらは、留学生の大部分を大学院生が占める国立大

学ではそれほど馴染みのある制度ではない。また近年、海外の初等・中等教育機関における日本語教育の普及・充実や国内の大学における英語プログラムの開発等により、留学生別科を経ずして学部入学を果たす留学生も増えつつある⁶⁾。そのため、本稿で、「優秀な留学生」を獲得・育成するために学部予備教育がどのように制度化され整備されてきたのかをオーストラリアを事例として明らかにすることは、今後、同様の進路を歩んでいく可能性のある我が国にとっても参考になると考える。

2. オーストラリアにおける留学生受け入れ政策の展開と現状

2.1 歴史的展開

オーストラリアにおける留学生の公的受け入れは、1950年に発足したコロombo・プランへの加盟を契機とする。翌1951年、政府は初めて東南アジア・南アジアの開発途上国からの学生を、開発援助という観点から、正式に政府奨学生として受け入れた。当時、同国はまだ白豪主義政策下にあり、留学生の受け入れは、①本国の経済発展に貢献する、②オーストラリアに対する理解を深める、ことを目的とする以外の理由では認められることはなかった⁷⁾。そのため留学生に対しては長い間オーストラリア人学生と同様に授業料を徴収しないとの姿勢が示されてきた⁸⁾。

しかしながら、1980年代中盤の経済不振は、そのような状況を看過できるほど甘くはなかった。1983年に保守党に代わり労働党が政権を掌握すると、このような「援助」としての留学生受け入れはもはや限界であり、私費留学生受け入れを積極的に拡大すべきだとの見解が示されるようになった。そのため、政府はこれまでの国費留学生受け入れ政策に関する評価を行うとともに、今後の私費留学生の受け入れ拡大を模索すべく、それぞれに委員会を設置し調査を行った。

各調査報告書はともに翌1984年に出されたが、教育援助を目的とする留学プログラムの評価を行ったジャクソン委員会が教育を輸出産業の一つと位置づけ積極的に私費留学生の受け入れを進めるべきことを提言したのに対し、私費留学生受け入れ拡大の可能性を検討したゴールドリング委員会はこのような教育の市場主義的アプローチに批判的な姿勢を示す等、その態度は全く対照的なものであった⁹⁾。しかし、高等教育の強化とオーストラリア経済の活性化に対する期待を広く支持した政府によって、1985年には授業料を全額納める私費留学生の受け入れが定員制限なしで認めら

れ¹⁰⁾、それに続く形で私費留学生獲得強化のための方策 (*Policy on the Export of Education Services*) も示された。

その結果、1980年代の終わりに約2万人に過ぎなかった留学生数は、その十年後にはすでに十倍の20万人を超え、教育産業はオーストラリア第三の輸出品と言われるまでに成長を遂げた¹¹⁾。しかし、急速な高等教育の開放は、多様な背景・目的・ニーズを持った留学生の受け入れを可能にした一方、民間教育機関による強引な勧誘やそれによる不法移民の流入等、教育の市場化に起因する様々な問題も引き起こした。

そのため政府は、このような状況に対処すべく、1991年には、連邦教育省¹²⁾の主導で「留学生に対する教育サービス法 (*Education Services for Overseas Students Act*: 以下ESOS法)」を策定し、留学生を対象に教育・訓練・サービスを提供する機関が遵守すべき基準・枠組みを提示した。また、このESOS法の下、各機関に連邦政府および州政府からの設置認可を義務づける「連邦留学生受け入れ機関登録制度 (*Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students*: 以下CRICOS)」を確立し、それらの基準・枠組みを維持する体制を構築した。

しかしながら、2008年には、シドニーやメルボルンをはじめとする大都市で主としてインド人留学生に対する暴力事件 (カレー・バッシング) が相次ぎ、これまでの「オーストラリアは安全で住みやすい国」とのイメージに揺らぎが生じた¹³⁾。事態を重くみた政府は、迅速な状況・関係改善に努めるとともに、ESOS法の見直しを行い、教育サービスの被提供者としての留学生の権利保護強化に乗り出した。現在では、連邦・各州政府および大学が、留学生の学習・研究はもちろんのこと、彼、彼女らのオーストラリアでの生活・経験の質をいかに深められるかが課題とされている¹⁴⁾。

2.2 オーストラリアにおける留学生数の概要

2010年のオーストラリア国内の留学生総数は、約47万人であった¹⁵⁾。その前年 (2009年) の数値と比べると全体で約4.4%減との報告が為されているが、大学をはじめとする高等教育 (*Higher Education*) 機関への留学者数は7.6%増で、依然その数を伸ばしている¹⁶⁾。現在、高等教育機関には留学生数全体の半数弱を占める約22万7千人が在籍する¹⁷⁾。なお、大学に籍を置く留学生については、学部 に在籍する者が全体の約56%で、大学院他に在籍する者の割合をわずかに上回っている。

また、留学生を出身国・地域別に見ていくと（図1参照）、オーストラリアの伝統的な留学生受け入れ国であるマレーシア、インドネシア出身者は、高等教育への留学を主としていることがわかる。また、近年オーストラリアだけでなく各国・地域でもその存在感を増しつつある中国人留学生も、半数強が高等教育機関に在籍している。さらに、ベトナムや韓国からの学生は、高等教育に籍を置く者の割合も高いが、中等教育以前にも10%強が就学していることから、早期に留学を果たしオーストラリア国内で進学する傾向があると考えられる。

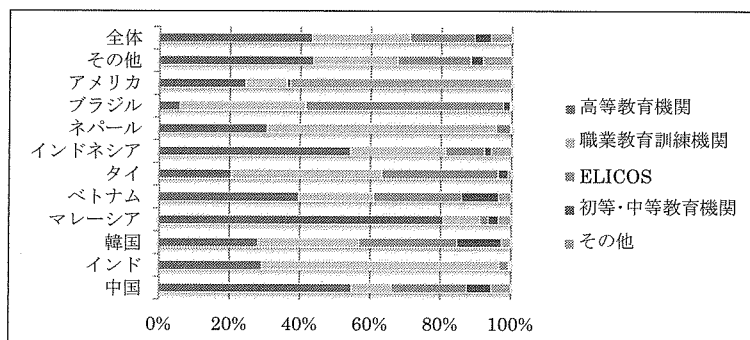


図1 出身地別、留学生の在籍教育機関分布（上位10カ国）

出所：Australian Education International, Research Snapshotより作成

実際、連邦教育省国際教育担当部門（Australia Education International：以下AEI）の調査報告によれば、ほとんどの留学生が集中英語プログラム（English Language Intensive Courses for Overseas Students：以下ELICOS）を手がかりに、オーストラリアで複数のレベルもしくは種類の教育・訓練を受けている。例えば、高等教育に在籍する学生の約6割が事前に同国で何らかの教育・訓練を受けており、そのうちの約半数が進学直前にELICOSでの学習を、また約6%が本稿で対象とするFPを含むその他の教育を経由している¹⁸⁾。

もちろん、このような教育レベル・種類の「移行（transition）」には、留学生の出身国・地域によりちがいがあ。英語を公用語・準公用語とするシンガポールやマレーシアからの学生は高等教育機関に直接入学する傾向が強いのにに対し、タイや中国、ベトナム、韓国出身の学生はELICOSやその他のコースを経由して進学する割合が高い¹⁹⁾。

また、ELICOSに比べその割合は低いものの、学生がその後の教育・研究活動を成功裡に進めるために各大学で初年次教育に力が入れていることを鑑みると²⁰⁾、入学前にFPにより大学生活に「適応」する術を身につけさせておくことは、優秀な留学生の確保という点で大学にとっては有効な戦略の一つといえる。また、留学生にとっても、オーストラリアで中等教育を修了し進学する場合には、オーストラリア人学生と同じ手順を踏まなければならないが、FPでは、留学生のために用意されたコースで、通常1年間かけて特定大学・学部進学のための準備ができるとの利点がある。

近年、中国からの留学生のなかには、本国で中等教育を修了せずにオーストラリアのFPを経て高等教育への進学を果たす者もいるという²¹⁾。彼・彼女らは、オーストラリアでの進学がうまくいかなかった場合、本国での中等教育修了資格さえ取得できないとの危険性はあるが、このような状況は今後益々加速化するだろう「優秀な」留学生の獲得を狙う各国高等教育機関では、既にそれほど珍しいことではないのかもしれない。

3. ファウンデーション・プログラムの制度的枠組みと運営形態

3.1 高等教育の質保証と留学生受け入れ機関の義務

高等教育を含め、オーストラリアにおいて教育に関する事項は基本的に州政府の管理・責任事項である²²⁾。そのため同国では、州により、また各大学により同じ名称の学位・資格等が授与されていても、そこで提供された教育内容や質にはちがいがあることが想定され、その等価性をいかに保証するのが長らく課題とされてきた。特に高等教育の分野では、1980年代以降加速化した教育の国際化の影響により、一層厳格な質保証が求められてきた。

現在、オーストラリアで提供される教育・訓練に関する学位・資格等は、1995年に連邦・各州教育大臣が一同に会する審議会で開発・支持されたオーストラリア教育資格枠組み (Australian Qualifications Framework: 以下AQF) の下、統一的な定義付けを与えられ、管理されている。また、高等教育機関については、2000年に導入された「高等教育の認可プロセス」に関する全国規約 (*National Protocols for Higher Education Approval Process*) に基づき、自らの教育・研究の水準や質に対し責任を持つことが求められている²³⁾。

また、留学生を対象に教育・訓練・サービスを提供する機関は、その設置認可形態や教育段階にかかわらず、これらの通常の規定等とは別に、ESOS法を基盤とする一連の法体系に従うことも義務づけられている。ESOS法では、留学生の権利、特に教育訓練サービスの被提供者としての留学生の利益を守ること、オーストラリアが国際教育・留学生教育の分野で継続的に高い評価を得るのを保証すること等を目的に、留学生受け入れ機関が守らなければならない事項・基準が示されている²⁴⁾。

2000年に改訂されたESOS法の下では、CRICOSの確立・整備も進められ、学生ビザによる留学生の受け入れを行うすべての教育訓練機関およびコースに、ESOS法で規定された要件を満たし、管理主体である州政府による登録を受けることが義務付けられた。CRICOSの登録要件を示す「登録機関および留学生に対する教育訓練提供機関のための国家規程 (*National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students 2007*: 以下National Code)」には、各機関が登録期間中に遵守すべき15の基準も設定されており、多方面にまたがり留学生に対する教育訓練が保証される仕組みが整備されている。

さらに2009年には、National Codeに従属するものとして、ELICOSのためのそれとともに、「FPのための国家基準 (*National Standards for Foundation Programs and Explanatory Guide*)」も策定された²⁵⁾。これは当然その前年に生じた一連の暴動事件に対する応答の一環と捉えられるが、これにより、CRICOSに登録された機関は、上記の留学生受け入れに関する原則はもちろん、各個別プログラムの内容についても、政府の示す統一的枠組みに従うことを求められるようになったのである。

3.2 ファウンデーション・プログラムのための国家基準

「FPのための国家基準」によれば、ファウンデーション・プログラム(FP)とは、「留学生がオーストラリアの高等教育プログラムに入学するのに必要とされるスキル・能力を保障するためのコースとして国家的に認められたもの」であり、通常「大学学部1年生、またはそれと同等のレベルへの移行を実現する進路 (academic entry pathway) を提供するためのもの」を指す²⁶⁾。そのため、このプログラムの修了自体は、基本的に、公的な教育資格・学位を授与するものではない。

オーストラリアで高等教育機関に進学する場合、同国の中等教育修了資

格 (Senior Secondary Certificate of Education : 以下SSCE) の取得が求められる。そのため、SSCEを持たない留学生は基本的に、本国の中等教育とオーストラリアの高等教育とを「つなぐ」役割を持つFPに参加し、オーストラリアの12年生が通常身につけているだろうスキル・能力や学習態度を涵養する必要があると考えられている。このスキルには当然、大学をはじめとする高等教育機関での学習・研究を遂行し得るアカデミック英語の能力も含まれる。

FPの提供形態には主として、① (学生の希望進路に沿った) コース別 (discipline-based) 編成によるものと、②多分野にまたがった一般 (general) プログラムとがある。前者では、英語の必修は別にして、人文社会科学系、ビジネス系等、コースごとに学生の進学先の専門に即した授業が提供される。一方後者では、英語はもちろん、オーストラリアの主要学習領域 (Key Learning Areas) にまたがって少なくとも数学、科学等、特定教科を含めなければならないことが規定されている²⁷⁾。

前者のコース別編成プログラムは、学生にとっては、大学進学を目的とした、また大学での専門分野に直結する学習を早期に始められるとの利点があるが、一方、大学入学1年前には自身の進路を決めていなければならず、「留学」自体を目的とする者には馴染まないとの欠点もある。また、コース別編成では、プログラム運営上、各コースに収容できる人数に限りがあり、学生の希望状況によっては、すべてを受け入れることができないとの制約もある。

「FPのための国家基準」ではこの他、①11年生 (日本の高校2年生に相当) を修了していること、②IELTS総合スコア (overall score) が5.5以上であることといったFPへの入学要件や²⁸⁾、標準的に必要とされる学習時間数・期間、学生の成績評価・進路等、いわゆるプログラムの内容にかかわる事柄が中心に規定されている。特に進路については、各機関が「学生に一つもしくはそれ以上の高等教育への進路を提供しなければならない」ことが明示されており²⁹⁾、FPと大学との「接続」および (公的な資格・学位ではないものの) FP修了資格の国内での通用性が重要であるとの認識がうかがえる。

しかしながら、この国家基準においては各機関の運営形態について、特に進学・接続先機関である大学との関係性についての規定等は具体的に示されていない。FPの場合、学生の在籍目的が大学進学にあるため、常

に各大学の要求を与しつつ教育活動を準備・提供する必要がある。しかし一方で、大学「予備」教育プログラムを提供するとの役割ゆえ、特に厳格な質保証を進めるオーストラリアでは、FPを大学の一部局とするのは制度的に不可能である。そのため、FP運営者と大学との連携・協力の必要性は十分に認識されているものの、それを保証する枠組みの確立にまで踏み込むことは難しいとの実情があると考えられる。

そこで本稿では、FPの運営形態をCRICOS登録データの分析から概観し、具体的な事例を参照・検討することで、特にFP運営者と大学との関係がどのように築かれているのかを考察する。

4. ファウンデーション・プログラムの運営形態

4.1 全体的状況

2011年現在、CRICOS登録機関のうち111コースがFPとして登録されている³⁰⁾。それらの111コースを修了時の教育資格・学位のタイプ別にみると、大部分のコース（82コース）は、「FPのための国家基準」が対象とする、修了にあたって正規の教育資格・学位を伴わないコース（Non AQF Award）であった。しかし、わずかながら「ファウンデーション」と名のつくコースで教育資格・学位を提供するものもある³¹⁾。また、プログラムの提供者に着目すると、大学とそれ以外の機関の割合は約4対3であった。具体的には、オーストラリア全体で23大学が49コースを、それ以外の12機関が33コースを、資格・学位授与を伴わないコースとして提供している。

運営形態では、教育機関および公私の別を問わず、ほとんどのコースにおいて、教育プログラムの提供機関とプログラムの運営主体とが一致している。ただし、シドニー大学（University of Sydney）、スウィンバン工科大学（Swinburne University of Technology）、西オーストラリア大学（Western Australia University）のFPは、スタディ・グループ（Study Group Australia Pty. Ltd.）という民間企業により提供されているものの、その運営は各大学もしくはその委託機関が担っており、少数ではあるが例外も認められた。また、プログラムの提供期間については、最短1セメスターから最長1年半（4セメスター）で修了するコースもあるが、全体の8割以上が1年間（3セメスター）を越えない期間で修了するものとなっている。

筆者らは、このようなFPの運営体制について、より具体的に把握・検討するために、2011年8月15～19日にかけて、FPを提供する各大学・機関を訪問し聞き取り調査を行った。本稿では、これらの訪問機関のうち、特にオーストラリアのFPに特徴的だと思われる事例を三つ紹介する（表1参照）。

表1 調査対象ファウンデーション・プログラムの運営形態・進学先

	大学へ進学	大学他へ進学
大学の一部＋大学が運営	UNSW	RMIT
大学がモデルを提示 ＋別機関が運営	テイラーズ・カレッジ (シドニー大学)	

4.2 テイラーズ・カレッジによるシドニー大学学部FP³²⁾

FPの提供機関と実際の運営を担う機関が異なる例として、シドニー大学³³⁾のFPを運営するテイラーズ・カレッジ (Taylors College) を訪問した。設立当時は学生数40名、科目提供も文系 (Art) ストリームのみと限定的だったが³⁴⁾、その後オーストラリアについての学習 (Australian Studies) や化学 (Chemistry) の導入を含む等の変革を経て、現在では、約1,000名の学生が自身の興味関心や進路に応じて10ストリームのコースで勉強している。また、学生は申請時の英語力により、短期集中 (Intensive－30週)、標準 (Standard－40週)、延長コース (Extended－59～66週) に振り分けられる。

テイラーズ・カレッジでは、「修了の見込みのない者の参加を認めない」というポリシーに基づき、厳しい入学・履修要件を設け、申請時に要件に満たない者には参加を許可していない。聞き取り調査の際、担当者は、いい学生をFPに入れ、優秀な学生に育てて大学へ送り続けることを通して高い評価を確保することがプログラムの成功にとって重要であることを強調していた。担当者はさらに優秀な学生を大学へ送り続けるために必要なこととして、上記の他、学問的厳密さを徹底すること、修了学生の追跡調査等を通して結果を残すことの二点をあげていた³⁵⁾。

優秀な学生の獲得には、マーケティングおよびリクルーティングが重要な役割を果たすことはいうまでもない。テイラーズ・カレッジは、オーストラリア国内、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダ、ヨーロッパ

諸国の200余りの各パートナー大学に留学センター（International Study Center）を設置するスタディ・グループという民間機関の傘下にあるが、これらのセンターを活用し学生募集を行えることは、同カレッジの強みの一つである。

現在、上記3コース全体の学生の修了率は90%であり、そのうちシドニー大学に進学する者は約85%である。各プログラムの修了要件は大学の入学要件を十分に満たすように設定されており、進学予定の学部ごとに決められた一定の基準を満たした修了生には、シドニー大学への入学が保証されている。また、テイラーズ・カレッジの行う試験は、シドニー大学が監督し、必要に応じ改善を求めることになっている。シドニー大学の最近のレポートによると、テイラーズ・カレッジのFP修了生は、地元の学生に匹敵する成績をおさめ、中には最高点をとる者もいるとのことである。

4.3 ニューサウスウェールズ大学学部予備教育³⁶⁾

大学が提供・運営するFPを調査するため、ニューサウスウェールズ大学（University of New South Wales：UNSW）³⁷⁾を訪問した。このFPは、約25年前（1985～87年）に開始されたオーストラリアで最も古いプログラムであり、同国のFPの原型となったものである。

前述のテイラーズ・カレッジと異なり、UNSWのFPは大学の完全所有であることから³⁸⁾、完全に大学の監督下におかれ、コースの変更はもちろん、試験の内容についても逐一大学に報告することになっている。また、大学の一部に置かれていることで、大学との連携をより密接にとることができるという利点がある。

例えば、カリキュラムの開発を大学と共同で進めていることから、より大学側のニーズを満たす形でのプログラムの提供が可能である。具体的には、大学の各学部がFP側にカバーしてほしい範囲を指示し、それをもとに大学とFPの教員がカリキュラムを開発し、使用するテキスト等を決定し、それを大学が承認するという形式をとっている。FP担当者によると、このようにして開発されたカリキュラムからは、大学での学習に不要なものが削除され必要なものが加えられているので、通常の12年生の中等教育カリキュラムよりも洗練されたものとなっている。

さらに、大学側はFP修了生の学習状況のモニタリングを行い、FP側に改善のアドバイスを行っている。これは、前述のテイラーズ・カレッジと

シドニー大学との間でも行われているが、UNSWのFPの場合は、それが大学の所有であることから、より容易に実施できる。また、学生も、大学との連携が密接であることにより、FP入学時に大学から条件付入学許可（provisional offer）を受けてビザを取得し、それに付随する権利（保健加入等）を得ることができる。

ここでもFP成功の鍵として担当者があげていたのは、申請時の成績を適切に評価し、良い学生を確保するということである。具体的には、様々な国・地域からの申請者について、「同じ国・地域から来ていても同じ成績が同じ評価を意味するとは限らない」ことを踏まえ、GPAも活用する等、成績評価をしっかりと行い、成績優秀者のみを受け入れるようにしている。これは、参加を成績の良い学生に限るという前述のテイラーズ・カレッジのポリシーに通じるものである。

UNSWのFPでは、毎年約1,000名の学生が在籍し、修了生の約85%がUNSWもしくは他大学に進学している。また、UNSWは中国、マレーシア、インドに海外キャンパスを持っており、本国で中等教育を終えた学生が渡豪前に同大学のFPに参加できる道を開いている。これは、学生にとっては、①より馴染みのある環境下で大学進学への準備教育が受けられる、②オーストラリアで学修する場合より生活費・学費等が安く済むという利点があり、また大学にとっても、これらの海外キャンパスの活用は、財政上効果的である。

4.4 王立メルボルン工科大学（RMIT）学部予備教育³⁹⁾

RMIT⁴⁰⁾のFPは、前述のUNSWと同様、大学の所有であり、大学により運営されている⁴¹⁾。コース別編成ではなく、一般プログラムで提供されているが、大学だけではなく、大学が有する職業教育訓練コースへの進学も用意している点が特長にあげられる。これは、RMITが大学であるとともに職業教育訓練登録機関（dual-sector institution）でもあるため、学位と職業教育訓練資格の両方を提供できるとの背景による。

通常、FPを成功裡に修了できなかった学生は、別の大学に応募するか、学位・資格を得られないまま本国に帰るかのいずれかを選ばなければならない。しかし、RMITでは、そのような学生を対象に移行可能な進路（選択肢）の多様化を図っている。具体的には、職業教育訓練トラック側に、1年間の準専門的な資格が修得できる高等教育ディプロマ（Higher

Education Diploma) コースを設け、その修了時にはRMITの学士号プログラムの2年次に進むことができるようにしている (図2 参照)。

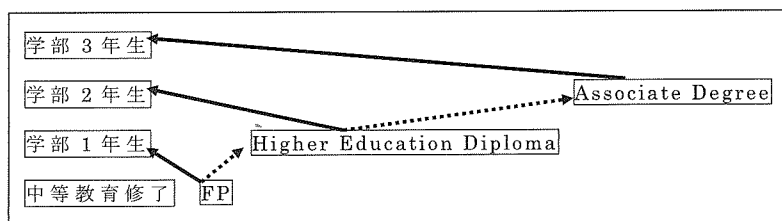


図2 RMITのFPに続く進路設計 (聞き取り内容から筆者作成)

これには、FPを修了したものの、すぐに大学に進学する自信のない学生も参加可能である。また、上記コースを成功裡に修了できなかった学生のために、さらに1年間の準学士 (Associate Degree) コースを提供し、修了時にはRMITの3年次に進学する道を残している。「優秀」な学生の獲得ももちろん重要だが、オーストラリアを留学先として選ぶ多様な背景をもった学生の多様なニーズに応え、彼・彼女らの経験の質をいかに深められるかを考えたとき、RMITの取り組みには一定の意義があると評価できる。

4.5 まとめ

以上、運営形態の異なる三つのFPを概観したが、すべてに共通することとして、①各国・地域から優秀な留学生を受け入れ、彼・彼女らにオーストラリアの大学で成功裡に学業・研究を進められるまでの教育を提供するよう努力していること、②そのために、学生募集やカリキュラム開発、成績評価に至るまで、進学先である大学との連携・協力を不可欠としていることがあげられる。

「入口の管理」については、現時点では要件を欠くため志望する大学に入学できない学生が、FP修了時に大学の入学要件を十分に満たすところまで能力を伸ばすことができるかどうかを正しく見極めることが求められる。多様な国の様々な評価システムを経て出された成績を正しく判定するためには、応募学生の出身国及び地域の中等教育システムに通じたエージェントが必要となる。さらに、見込みのある学生を多く確保するには、海外に拠点を設け、上記のエージェントを多数配置することも求められる。

テイラーズ・カレッジ、UNSWともに海外オフィスを持ち、学生のリクルートを行っているが、リクルートに向けることのできる設備と人材の点で、スタディ・グループという世界各国に拠点を持つ民間機関の傘下にあるテイラーズ・カレッジは他を圧倒している。

また、入口の管理に加え「大学との密な連携」を保つことも、目標大学の求める資質を備えた学生を育成する上で欠かせない。この点では、大学の中にFP組織を置き、修了生の進学先の学部とカリキュラムの共同開発を行い、コースや試験の内容について大学の完全な監督下にあるUNSWおよびRMITのFPは、大学側のニーズをより反映できるプログラムの構築および運営上有利である。また、修了生の大学入学後の追跡調査についても、大学内部のFPの方がより円滑なデータ収集が行える。

一方、今回調査対象としたプログラム一般に通じる課題として、それが公的な教育資格・学位を伴わないものであるがゆえに、大学との取り決めによりFPの修了要件を満たした学生にはその大学への入学が認められるが、成功裡に修了できなかった学生は、プログラムを延長するか、得られるもののないまま帰国するかを選択を迫られることになることがあげられる。この点について、修了要件に達しない学生のために高等教育ディプロマ、準学士を授与する二段階の受け皿となるコースを設けたRMITのプログラムは画期的である。ただし、これは高等教育セクターと職業教育訓練セクターの両方を兼ねるというRMITの特殊なあり様によるところが大きく、FPを提供するどの教育機関においても可能であるわけではないことに留意するべきである。

5. おわりに

本稿ではこれまで、オーストラリアにおける留学生のための学部予備教育課程であるファウンデーション・プログラム（FP）について、その確立の背景と現状とを、特に制度的枠組みや運営形態に焦点を当て考察してきた。ここでは最後に、これらの分析から明らかになったオーストラリアFPの特徴を再度整理し、日本への示唆について検討したい。

オーストラリアにおける留学生受け入れ政策は、コロombo・プランへの加盟を契機とする教育「援助」の一環としての立場から、1980年代前半の経済不振を背景に、積極的に私費留学生を受け入れる「教育サービス」の提供へと、その方針を大きく転換した。1990年代以降は、留学生数の急増

に対応するため、ESOS法の策定、CRICOSの確立をはじめとする受け入れ環境の整備と教育の質保証とに力が入れられてきた。

特に近年は、2008年に起こった留学生に対する一連の暴動を背景に、ESOS法の見直しが行われるとともに、公的学位・資格を授与しないとの性格から、これまで独自の活動を展開してきたELICOSやFPの領域でも国家基準が策定され、統一的な枠組みの下、教育活動を展開することが求められるようになった。しかし、それらの基準は主に学生の権利保護の観点から彼・彼女らの教育に直接関わる内容についてが中心で、入口管理や高等教育機関への接続等、運営形態・方法にそれほど注意が払われているとは言い難い。オーストラリアにおける高等教育進学者（留学生）のうち約6%がFP等修了者であり、彼・彼女らが進学後も優秀な成績を収めていることを鑑みれば、留学生を大学へと「つなぐ」役割を担うFPにとって、様々な面で大学との連携・協力が必要であり、またそれを円滑に進めることが重要である。

実際、訪問した3機関における聞き取り調査でも、FPの成功にとって、優秀な学生を受け入れるのはもちろんのこと、彼・彼女らに、目標大学で成功裡に学習・研究を行うために必要なスキル・能力の育成を保証し、毎年一定数以上を大学に送り出すことの重要性が、繰り返し指摘されていた。優秀な学生の獲得には、そのためのマーケティング、リクルーティングの充実と入口管理の徹底が求められる。また加えて、特にプログラムの内容や成績評価等に対し、厳格な態度を示すことも重要である。

この背景には、これら3機関の例からもわかるように、FPでは一般的に、一定基準以上の成績で必要単位を履修することにより、目標大学への進学が許可されるとの事情がある。そのため、FP運営者は、この要件を満たすことのできる学生を入学させる必要がある。また同時に、目標大学の要求に即した、適切かつ質の高いプログラムを提供する責任を有するのである。

もちろん、各機関における取り組みには、主にその設置・運営形態によりちがいがあある。しかしながら、その根底には、これまで整理してきたように、留学生を「受け入れる」といった受け身の体制ではなく、彼・彼女らをオーストラリアの高等教育に適応させるよう「教育」するという積極的な姿勢が共通に存在した。RMITでは、進路変更をした者、大学への進学が困難であった者等に対し、職業教育訓練コースへの進学も用意してい

るが、それは一方で「大学」教育の質を維持することに貢献するとともに、多くの学生に別の選択肢（教育）を提供することで、彼・彼女らの留学経験を生かす方途を模索した結果であると捉えることができる。

はじめに触れたように、我が国でも現在、「留学生30万人」計画の下、優秀な留学生の獲得に力が注がれている。しかしながらそこでは、本稿で扱ったオーストラリアの事例における戦略的な留学生の受け入れはもちろんのこと、留学先の教育制度・文化に学生を適応させるための教育を提供するとの視点や配慮、さらにはそのための機関横断的な仕組みや制度が十分に検討されていないといえるのではないか。今後、特に学部留学生の増加に伴い、より積極的に彼・彼女らを日本の大学に取り込む教育のあり方が求められる。

なお本稿では、FPの制度的枠組みと運営形態に焦点を当てたため、具体的な教育内容についての考察にまで踏み込むことができなかった。これは今後の課題としたい。

付記・謝辞

本稿は、前半部分3.2までは青木が、それ以後は内田が主に執筆した。また、「はじめに」と「おわりに」は二人で検討した。本稿で事例としたテイラーズ・カレッジ、ニューサウスウェールズ大学、王立メルボルン工科大学の各FP担当職員には、お忙しい時間を割いてインタビューにご協力いただいた。ありがとうございました。なお、青木が担当した前半部分については、科研費基盤C（22530844：代表 高橋彩「高等教育における留学生支援の枠組みに関する国際比較研究」）の助成を受けたものである。

注：

- 1) 文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省「留学生30万人計画」骨子、2008年7月29日、p.1.
- 2) 栖原暁「『留学生30万人計画』の意味と課題」『移民政策研究』2010 Vol.2 第2号、2010年、p.9. なお、栖原の整理ではより端的に、「…、従来留学生受け入れの主目的とされてきた途上国援助や人材育成等の『知的国際貢献』は後方に押しやられ、『高度人材受入れとも連携させながら』、『優秀な留学生を戦略的に獲得していく』ことを主目的とした留学生政策に転換した」とまとめられている（下線は筆者）。また、

「留学生10万人計画」の目的を東條は、経済大国として名乗りを上げて間もない日本にとって、この計画には、留学生交流を通じて教育・研究水準を向上させるとともに、開発途上国の人材養成に協力することで国際社会での責任を果たすとの二重の意味合いがあったと整理している。(東條加寿子「大学国際化の足跡を辿る―国際化の意義を求めて―」『大阪女学院大学紀要』第7号、2010年、pp.92-93.) そのため、1970年代から80年代にかけて、他の先進諸国とは異なり、日本は国立大学を中心に国費留学生の受入れを徐々にではあるものの拡大してきたのである。

- 3) 総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」2005年。
- 4) オーストラリアのFPに関する研究として、例えば佐藤優子「オーストラリア留学における大学準備教育・大学の接続の一考察―日本の留学生支援研究の一環として」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊15号-1、2007年。やDavid Coleman, 'The Learning Experience of International Students: The Positioning of Foundation Studies Programs', *Advancing International Perspectives, Research and Development in Higher Education*, 1997, pp.1860192.

(<http://www.herdsa.org.au/wp-content/uploads/conference/1997/colema01.pdf>, 2011年12月15日アクセス確認)があるが、いずれも事例としてあげられているのは特定大学1校のFPのみである。

- 5) 日本では、大学に入学するための条件として12年間の教育を修了していることがあげられているが、海外では国により初等中等教育期間がそれより短いこともある。その場合、文部科学省の指定する学校で1年間の予備教育を受ける必要があるが、そのことを指す。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19990903001/k19990903001.html, 2011年12月15日アクセス確認)

- 6) 例えば、「留学生30万人計画」の下で実施されているG30プログラムでは、英語で学位取得が可能な学部教育プログラムも提供されている。
- 7) Kylie Tootell, 'International students in Australia: what do we know of the quality of their education', presented at the Australian Association for Research in Education (AARE) Conference, Melbourne, November 1999, (<http://www.aare.edu.au/99pap/too99642.htm>, 2011年9月23日アクセス確認)

- 8) なお、留学生に対する授業料不徴収に関しては、1979年に、ビザ手数料 (visa fee) という名目で、留学生がその一部を負担する仕組み (「海外学生料金 (Overseas Student Charge : OSC)」) が制度化されたことにより、事実上撤廃された。しかしながら、当初、正規の授業料の10%程度だったOSCが1980年代後半には55%にまで上げられたものの、残額については未だ政府の「補助」により賄われていた (subsidized) ため、留学生の受け入れは、あくまでも政府「援助」の一環と見なされていた。(Tony Adams, Melissa Banks, and Alan Olsen, 'Chapter 6 International Education in Australia: From Aid to Trade to Internationalization', Rajika Bhandari and Peggy Blumenthal ed., *International Students and Global Mobility in Higher Education: National Trends and New Directions*, Palgrave Macmillan, 2011, p.108.) また、現在では、1980年代後半の高等教育改革により、オーストラリア人学生からも授業料の徴収が行われるようになった。
- 9) これは双方の委員会のメンバーから考えても当然の結果である。教育援助を目的とする留学生受け入れプログラムの評価を行ったジャクソン (Sir. Jackson, G.) 委員会が経済学者を中心に構成されたのに対し、私費留学生受け入れ拡大の可能性についての調査を委嘱されたゴールドリング (Prof. Goldring, J.) は、当時、大学教授であった。双方とも、入学定員枠拡大の必要性には同意したものの、留学生からの授業料徴収と入学要件について、ジャクソン委員会が私費留学生からは授業料を全額徴収し、大学の受け入れ状況に応じて定員枠を拡大すべきだと主張したのに対し、ゴールドリング委員会はOSC制度の維持を求め、留学生の受け入れはあくまでもオーストラリア人の入学に影響を与えない範囲内で行われるべきことを強調した。(The Parliament of the Commonwealth of Australia, Joint Committee on Foreign Affairs and Defence, *The Jackson Report on Australia's Overseas Aid Program*, Commonwealth Australia, 1985, p.41.)
- 10) 実際には、ジャクソンとゴールドリングそれぞれの主張が取り入れられ、①大学は全体の定員の10%、各コースで20%まで留学生の受け入れができること、②留学生は授業料の35%をOSCとして支払うこと、ただし③定員枠が埋まっても私費留学の希望があった場合に、大学は学位・資格等を付与しない特別コースを、授業料全学徴収により提供

できること等が示された。(Eugene F Sebastian, *Protest From the Fringe: Overseas Students and their Influence on Australia's Export of Education Services Policy 1983-996*, PhD thesis, the University of Sydney, 2009, p.96.)

- 11) The Senate, Education, Employment and Workplace Relations References Committee, *Welfare of International Students*, Commonwealth of Australia, 2009, p.10.
- 12) 正式には、連邦雇用教育訓練省 (Department of Employment, Education and Training: DEET) (当時) である。なお、省庁改編により名称・機能が変更されるため、本稿では特に「連邦教育省」で統一する。
- 13) 橋本博子・佐藤由利子「南アジアからオーストラリアへの留学生—その動向と課題」『オセアニア教育研究』第15号、2009年、p.35.
- 14) この成果の一部は、Council of Australian Governments (COAG), *International Students Strategy for Australia 2010-2014*. として結実した。
- 15) Australian Education International (AEI), *Research Snapshot: International Student Numbers 2010*, May, 2011. また、ここでいう留学生 (international student) とは、留学ビザによりオーストラリア国内で教育・訓練・研究等に従事している人を指す。データ収集についての詳細は、連邦教育省国際教育担当部門 (AEI) ウェブサイトに詳しい。
- 16) なお、大学学部進学を目的とする1年間の予備教育課程(ファウンデーション・プログラム) への入学や交換留学は減少しているが、その程度が1.6%にとどまったことから、高等教育機関への留学には未だ根強い人気があると考えられる。(Ibid.)
- 17) Ibid.
- 18) AEI, *Research Papers: Study Pathways of International Students in Australia*, January, 2011.
- 19) Ibid.
- 20) 例えば、アデレード大学では1年生を対象にリーダーシップ講習が提供されているが、この目的の一つに、アカデミック・スキルズと大学のサービス・資源の活用についての知識を深めることがあげられてい

る。

- 21) UNSWでの聞き取り調査（日程等は下記参照）より。
- 22) しかしながら、国家戦略としても重要な高等教育については、連邦政府も積極的な財政支援を行い、政策的影響力を行使してきた。そのため大学は、設置認可については州政府の、政策決定については連邦政府の示す枠組みに従って活動を展開している。（杉本和弘「オーストラリア高等教育のガバナンスと質保証—州政府の位置と機能—」『広島大学高等教育開発センター大学論集』第41集、2010年、pp.251-269.）
- 23) オーストラリアにおいて高等教育（higher education）は、一般的に「学位（degree）もしくは準学位（sub-degrees）レベルの教育資格・学位を授与する教育機関」を指す。高等教育機関には、自己認証機関（Self-accrediting institutions：SAI）と呼ばれる大学（university）と、それ以外の非自己認証機関（Non-self-accrediting institutions：NSAI）の二種類がある。前者は、字義通り自らの提供する教育プログラムを自らが認証し、自らの権限で学位・資格を授与することができるが、職業教育訓練機関を主とする後者には、それに制約がある。なお、現在、オーストラリアには39の大学があるが、首都キャンベラに位置する2校と私立2校を除き、法的にはすべて州政府の管理下にある。（大学評価・学位授与機構『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オーストラリア』2010年.）
- 24) Department of Education, Employment and Workplace Relations (DEWWR), *National Code of Practice for Registration and Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students 2007* (National Code 2007), Commonwealth Australia, 2007.
- 25) そもそもFPは、1980年代中頃、政府の私費留学生の受け入れ拡大政策に対応するために、ニューサウスウェールズ大学（University of New South Wales：UNSW）、モナシュ大学（Monash University）、王立メルボルン工科大学（Royal Melbourne Institute of Technology：RMIT）の関係者の間でFPの開発の必要性について協議がもたれたことに端を発する。その際、FPは、①大学学部への留学生の入学増加を図るための一手段であるとともに、②文化的（教育的）背景を異にする留学生をオーストラリアの教育システムに適応させるプログラムであることが確認された。（RMITでの聞き取り調査（日程等は下記参

照) より)

- 26) *National Standards for Foundation Programs and Explanatory Guide*. p.1.
(http://221.121.69.112/AEI/ESOS/FP_Standards_pdf.pdf, 2011年12月15日アクセス確認) また後述するように、FPには、半年、1年、1年半等、様々な期間設定があるが、この基準で対象とされるプログラムは、一般的かつ伝統的な形態である1年～1年半のプログラムのみである。
- 27) *Ibid.* p.5.
- 28) *Ibid.* p.4.
- 29) *Ibid.* p.11.
- 30) CRICOS登録データ (<http://cricos.deewr.gov.au/Course/CourseSearch.aspx>, 2011年12月8日アクセス確認) より集計。
- 31) 例えば、資格Ⅳ (Certificate Ⅳ)、中等教育修了資格 (Senior Secondary Certificate of Education)、学士号 (Bachelor Degree) を提供するコースがある。
- 32) 2011年8月16日に訪問し、14:00～15:30に、学校長とリクルート・マネージャーにインタビュー調査を実施し、お話をうかがった。
- 33) シドニー大学は1850年、オーストラリアで最初の大学として設立された。現在、学生数約49,000人、うち130カ国からの留学生約11,000人を抱える。QS World University Rankings 2011で38位、オーストラリア国内でのランキング3位、オーストラリアのThe Group of Eight (Go8)のメンバー校でもある。オーストラリアの大学の中で最も多岐にわたる16学部をもち、学生支援サービスで高い評価を得ている。
(<http://sydney.edu.au/>, 2011年12月8日アクセス確認)
- 34) 設立当時、同FPは、シドニー大学内国際本部 (International Office) に設置され、完全に大学に従属していた。しかし、英語教育センター (Center for English Teaching: CET)、国際本部、大学副学長代理室 (Deputy Vice Chancellor's Office) の協議により、テイラーズ・カレッジの設立が決定され、現在に至っている。
- 35) ただし、追跡調査は、テイラーズ・カレッジ外の大学における追跡となるので、個人情報取り扱いの問題もあり、カレッジ自らがイニシアチブをとって進めるのは難しいとのことである。
- 36) 2011年8月17日に訪問し、10:00～11:00に、学校長、副校長を対象

にインタビュー調査を実施し、お話をうかがった。

- 37) UNSWは、1949年に設立された。QS World University Rankings 2011で49位であり、G8のメンバー校である。現在、120カ国以上からの留学生を含む53,000人の学生が在籍している。

(<http://www.unsw.edu.au/>、2011年12月8日アクセス確認)

- 38) 大学が所有するUNSWグローバル (UNSW Global) により運営されている。

- 39) 2011年8月18日に訪問し、12:00~13:30に、学校長とパスウェイ・プログラム・デザイン部門マネージャーを対象にインタビュー調査を実施し、お話をうかがった。

- 40) RMITは1992年に大学として認可された、オーストラリアで最大の高等教育機関であり、主に工学・デザイン分野を中心に、学問的・職業的なプログラムを提供している。QS World University Rankings 2011の工学部門で90位にランクされている。現在学生数は約53,350人（うち留学生は11,800人で120ヶ国以上）だが、職業教育訓練部門もあわせると約74,000人（うち留学生約30,000人）となる。

(<http://www.rmit.edu.au/>、2011年12月8日アクセス確認)

- 41) 実際には、大学が所有するインターナショナル・カレッジ (International College) が運営を担っている。

あおき まいこ (留学生センター講師)

うちだ はるこ (国際本部国際連携課プログラム・コーディネーター)

【Research Article】 The Foundation Programs in Australia: Institutional Framework of Pre-university Education for International Students

Maiko AOKI and Haruko UCHIDA

The aim of this paper is to present the institutional framework, and operational forms of the FP (Foundation Program) whose primary function is to assist in the pre-university education for international students who have not received the Senior Secondary Certificate of Education in Australia. It will also include an analysis of related policies and reports as well as interviews with officers who have significant experience with the FPs.

The genesis of the program began in the middle of the nineteen eighties when the government set the goal to open universities for privately funded international students. Since then the number of international students has rapidly increased, and the international education sector has grown to be the third export services in Australia. Furthermore, FP's have contributed to not only recruit top students from abroad, but have also taken the responsibility to provide them with opportunities and extra time in order for them to adequately adjust to the Australian higher educational system (tertiary) - as well as academics in the official (English) language.

Qualitative data from interviews at Taylor's College (which is the FP for the University of Sydney), the UNSW Foundation Studies, and the RMIT International College Foundation Studies have given pertinent information about the importance of the cooperation between the FP providers and the universities in terms of marketing and monitoring each student's academic endeavors with the goal being to ensure the success of each Foundation Program.